

県外医学生病院見学等助成事業 Q&A

Q：要綱第3条の自治体又は病院等から修学資金の貸与を受けること等により、県外の臨床研修病院に就業することが条件付けられている医学生とは、どのような学生を指しますか。

A：県外大学の地域枠や地元枠のほか、県外での勤務が義務づけられている医学生を指します。
なお、群馬県内の病院での勤務を義務づけられている県外医学生については、助成の対象となります（群馬県医学生修学資金貸与者など）。

Q：県内の臨床研修病院を1カ所でも見学又は受験すれば交通費は支給されますか。

A：1カ所でも支給対象となります。ただし、4月～9月、10月～3月の各1回のみとなりますので、同時期に2回支給はできません。合同病院説明会やマッチング後の二次募集も対象となります。

Q：見学又は受験後に申請すれば、必ず支給されますか。

A：県の予算の範囲内で、申請順に支給となりますので、予算の上限に達した段階で終了となります。なお、見学又は受験が終了してから90日以上若しくは当該年度の3月末を過ぎると申請できなくなるのでご注意ください（消印有効）。

Q：申請書等の提出方法はどのようにすればよいですか。

A：申請書については、必要事項を記載の上、病院担当者の方に見学又は受験したことを証明する欄を記入していただき、添付書類を同封して、郵送で医務課医師確保対策室宛てに送付してください（持参も可）。

※封筒に県外医学生病院見学等助成事業申請書在中と記載してください。

Q：既卒者（国試浪人など）は支給対象となりますか。

A：要綱第2条第1項のとおり、在学生を対象としているため、支給対象外となります。
(大学の所在地に応じて支給額を決定しているため)

Q：県外医学部に在籍していれば、群馬県出身者以外でも支給対象となりますか。

A：県外の医学部に在籍している学生の見学や受験機会の拡大を目的としているため、群馬県出身者以外の方でもご利用いただけます。